

「個人会員の種別と会費に関する規則」

1. 学会規約第7条に基づき、個人会員の会費を次のように定める。

一般会員 10.000 円、院生会員 6.000 円

2. 会費の変更は、総会の決定をもって行う。

(付則) 本規則は、2016年6月11日より施行する。